SpiderPlus & Co.

2022年2月18日

会 社 名 スパイダープラス株式会社 代表者名 代表取締役社長 伊 藤 謙 自 (コード番号: 4192 東証マザーズ) 問合せ先 取締役IR室室長 大 村 幸 寛

(TEL. 03-6709-2834)

定款一部変更のお知らせ

当社は、2022年2月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月29日開催 予定の第23期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 2022年2月10日に開示いたしました「事業譲渡に関する継続開示」のとおり、熱絶縁工事を 行うエンジニアリング事業を事業譲渡しております。それに伴い、事業譲渡後に実施する予定 の無い事業目的を削除するとともに、事業領域の拡大及び多様化に対応するために所要の変更 を行います。
- (2) 2021年8月26日に開示いたしました「本社移転に関するお知らせ」のとおり、事業拡大に伴 う人員増加に備えた執務スペースの確保及び業務効率化を図ることを目的として、2022年5月 に本社移転を予定しております。当該本社移転に伴い、本店所在地を東京都豊島区から東京都 港区へ変更するものです。

なお、この変更は本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨を明確にするため、附則 を設けるとともに、本店移転の効力発生日経過後、当該附則を削除するものといたします。

(3) 2021年6月に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社は、株主総会の開催方式の選択肢を拡充することは、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減でき、株主の皆様の利益に資するものと考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう所要の規定を設けるとともに、この変更に伴う効力発生日に関する附則を設けるものであります。

なお、この変更は産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社による場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力を生ずるものとし、その旨を明確にするため、附則を設けるとともに、効力発生後に当該附則を削除するものといたします。

(4) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考資料等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるよう、所要の規定を設けるものであります。また、現行の株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要とな

るため、現行定款第17条を削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。当該附則は、2023年3月1日または2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会について、株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除するものといたします。

- (5) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更を行うものであります。
- (6) 補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、選任方法について所要の規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2022年3月29日 定款変更の効力発生予定日 2022年3月29日

以上

(下線は変更部分を示します。) 現行定款 変更案 (目 的) (目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的 とする。 とする。 1. 熱絶縁工事業 1. ウェブアプリケーションソフトウェアの企 2. 空調設備工事業 画、開発、販売及び保守 3. 管工事業 2. インターネット、携帯電話網、その他通信 4. 一般電気工事業 回線を利用した各種情報提供サービス並びにコ ンサルティング業 5. 内装工事業 3. コンピュータシステム、ネットワークの企 6. 塗装工事業 7. 板金工事業 画、設計、開発、販売及び保守 8. 各種通信機器、電気機器、それらの関連・ 4. 情報処理機器、通信機器及びそれらの周辺 機器の企画、設計、製造、設置、販売、賃貸及 周辺機器の販売及び賃貸 9. コンピューターソフトウェアの開発及び販 び保守 売 5. サーバーの設置・管理、システム構築支 10. 前各号に附帯する一切の業務 援•開発 6. 電気通信事業法に基づく電気通信事業 7. 情報の収集、分析及び解析業務 8. 市場調査の企画、実施及びその整理、分析 9. マーケティングリサーチ業 10. 各種イベント、セミナー、講演会の企画、 制作 11. コンピューターソフトウェアの開発及び販 売 12. 前各号に附帯する一切の業務 (本店の所在地) (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。 第3条 当会社は、本店を東京都豊島区に置 第4条~第11条(条文省略) 第4条~第11条(現行どおり) (招集) (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月に 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月に これを招集し、臨時株主総会は、必要あるとき これを招集し、臨時株主総会は、必要あるとき に随時これを招集する。 に随時これを招集する。 2 当会社は、株主総会を場所の定めのな

い株主総会とすることができる。

第13条~第16条(現行どおり)

(新 設)

第13条~第16条(条文省略)

現行定款変更案

(株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新 設)

第18条~第19条(条文省略)

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 (条文省略)

第21条~第28条(条文省略)

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(新 設)

(削 除)

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部または一部に ついて、議決権の基準日までに書面交付請求し た株主に対して交付する書面に記載しないこと ができる。

第18条~第19条 (現行どおり)

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 (現行どおり)

第21条~第28条 (現行どおり)

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 補欠監査役の予選の効力は、当該選任 のあった株主総会後4年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総会の開 始の時までとする。

現行定款	変更案
第30条~第42条(条文省略)	第30条~第42条(現行どおり)
(新一設)	附則 第1条 第3条 (本店の所在地)の変更は、20 22年4月30日までに開催される取締役会におい て決定される本店移転日をもって効力を生ずる ものとする。なお、本附則は効力発生後これを 削除する。
	第2条 第12条(招集)の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社による場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。
	第3条 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
	2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日 までの日を株主総会の日とする株主総会につい ては、変更前定款第17条(株主総会参考書類等 のインターネット開示とみなし提供)はなお効 力を有する。 3 本附則は、2023年3月1日または前項の株 主総会の日から3か月を経過した日のいずれか 遅い日後にこれを削除する。